

西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）における通園療育部門において、通常のタクシーに乗車することが困難な園児に対し、センターと福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所（以下、単に「事業所」という。）のタクシー（以下、「福祉タクシー」という。）の利用によって、園児の通園がより円滑に行われることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、次に掲げる身体的な理由等により、通常のタクシー利用が困難な園児で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 人工呼吸器を装着した園児とその保護者
- (2) 経管栄養器具を装着した園児とその保護者
- (3) 酸素ボンベを必要とする園児とその保護者
- (4) その他通常のタクシーの利用が困難であるとこども未来部長が認定した園児とその保護者

(利用申請)

第3条 前条の規定に該当し、福祉タクシーの利用を希望する園児の保護者は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用申請書（様式第1号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請は利用を希望する2ヶ月前までに行わなければならない。ただし、新規入園に際して利用を希望する場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第4条 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(変更又は利用の停止)

第5条 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用変更申請書（様式第4号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 こども未来部長は、前項の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認められた場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、転居等の事由により利用を停止する場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用辞退届（様式第5号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉タクシーの利用に際しての利用日及び時間等に関する事業所との連絡は、園児の保護者が行うこと。
- (2) 園児の自宅からセンターまでの送迎並びに乗車及び降車については、保護者の責任において行うこと。
- (3) 園児の自宅又はセンター以外の場所等で乗降しないこと。ただし、利用者の体調の急変等やむを得ない事情がある場合またはこども未来部長が認めるときは、この限りではない。
- (4) その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職権による利用承認の取り消し)

第7条 こども未来部長は、利用者が前条の規定を遵守しない場合は、職権により福祉タクシーの利用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用承認を取り消す場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(対象となる経路)

第8条 この要綱に基づく福祉タクシー利用の対象となる経路は次の各号に掲げる最も経済的な通常の経路とし、その他の用務に係る経路は対象としない。

- (1) 園児の自宅からセンターまでの登園
- (2) センターから園児の自宅までの降園
- (3) こども未来部長が認める場合

(事業所との契約)

第9条 事業所との契約については、別に定める様式により行うものとする。

(料金の支払)

第10条 事業所は、こども未来部長に対し、毎月10日までに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用状況報告書(様式第7号)及び請求書を提出し、前月分の利用料金を請求するものとする。

2 こども未来部長は、前項の請求があったときは、受理した日から30日以内に事業所に利用料金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱において福祉タクシーとは、道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。